

# 犯罪収益移転危険度調査書 (令和2年)

## 概要版

- 犯罪収益移転防止法に基づき、国家公安委員会は、毎年、事業者が行う取引の種別ごとに、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度等を記載した「犯罪収益移転危険度調査書」を作成・公表している。
- 事業者は、犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して、マネー・ローンダリング等の疑いの有無を判断の上、疑わしい取引の届出を行うとともに、取引時確認等を的確に行うための措置を講じることとなる。
- 本資料は、令和2年11月に公表された犯罪収益移転危険度調査書を概要版としてまとめた資料であり、より詳細な内容については犯罪収益移転危険度調査書の全体版を御参照頂きたい。

## 目次

1. 犯罪収益移転危険度調査書の全体像	.....	①
2. マネー・ローンダリング事犯等の分析（主体）	.....	②
3. マネー・ローンダリング事犯等の分析（前提犯罪）	.....	③ ~ ⑤
4. 商品・サービスの危険度	.....	⑥ ~ ⑭
5. 危険度の高い取引	.....	⑮ ~ ⑰

# 1. 犯罪収益移転危険度調査書の全体像

- ✓ 犯罪収益移転危険度調査書（以下、調査書）には、事業者の商品・サービスを対象として、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度等が記載されている。
- ✓ 事業者は、調査書の内容を勘案して、マネー・ローンダリング等の疑いの有無を判断の上、疑わしい取引の届出を行うとともに、取引時確認等を的確に行うための措置を講じることとなる。
- ✓ 調査書の全体像は以下のとおりであるが、本資料においては、「第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析」「第4 商品・サービスの危険度」「第5 危険度の高い取引」の調査・分析結果についての概要を記載している。

#	項目		主な記載事項
第1	危険度調査の概要	経緯・目的・調査方法	調査書の作成・公表の経緯、FATF勧告に基づく危険度の評価の在り方、法令上の義務等
		主な内容	本年の調査結果、事業者の留意事項・取組例のポイント
第2	我が国の環境	-	地理的環境、社会的環境、経済的環境、犯罪情勢等
第3	マネー・ローンダリング事犯等の分析	主体	暴力団、特殊詐欺の犯行グループ、来日外国人犯罪グループ
		手口	前提犯罪ごとの犯行形態とマネー・ローンダリングの手口
第4	商品・サービスの危険度	危険性の認められる主な商品・サービス等	事業者が取り扱う商品・サービスごとの危険度の要因・低減措置・評価
第5	危険度の高い取引	取引形態と危険度	取引形態ごとの危険度の要因・低減措置・評価
		国・地域と危険度	取引の危険度に影響を与える国・地域に係る危険度の要因・低減措置・評価
		顧客の属性と危険度	取引の危険度に影響を与える顧客の属性ごとの危険度の要因・低減措置・評価
第6	危険度の低い取引	危険度を低下させる要因	顧客・取引の属性・決済方法・法制度等を踏まえて危険度が低下する要因を有する取引
		危険度の低い取引	危険度を低下させる要因を有する具体的な取引の種別

## 2. マネー・ローンダリング事犯等の分析（主体）

2

- ✓ マネー・ローンダリングを行う主体は様々であるが、主なものとして、「暴力団」、「特殊詐欺の犯行グループ」「来日外国人犯罪グループ」がある。それぞれの調査・分析結果についての概要は以下のとおり。

主体	調査・分析結果
<b>暴力団</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>暴力団は、経済的利得を獲得するために職業的に犯罪を敢行し、その利得を巧妙にマネー・ローンダリングするなど、我が国におけるマネー・ローンダリングの大きな脅威となっている。</li><li>前提犯罪ごとにマネー・ローンダリング事犯における過去3年間の暴力団構成員等の関与状況を見ると、検挙件数では詐欺や窃盗が多いが、一方で、罪種別の検挙件数に占める暴力団構成員等の比率を見ると、賭博事犯、恐喝事犯、薬物事犯、売春事犯等が高い。</li></ul>
<b>特殊詐欺の犯行グループ</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>近年、我が国においては、特殊詐欺が多発している。令和元年中の被害（認知件数 16,851件、被害総額 約316億円）は大都市圏に集中し、東京・大阪・神奈川・埼玉・千葉の5都府県で、認知件数全体の67.0%を占めている。</li><li>特殊詐欺の犯行グループは、首謀者を中心に、だまし役、詐取金引出役、犯行ツール調達役等にそれぞれ役割分担した上で、預貯金口座、携帯電話、電話転送サービス等の各種ツールを巧妙に悪用し、組織的に詐欺を敢行するとともに、詐取金の振込先として架空・他人名義の口座を利用するなどし、マネー・ローンダリングを敢行している。また、犯行拠点が、賃貸マンション、賃貸オフィス、ホテルに加え、車両等にも広がっているほか、外国犯行拠点の存在が表面化するなどしている。</li><li>自己名義の口座や架空・他人名義の口座を遊興費や生活費欲しさから安易に譲り渡す者等があり、マネー・ローンダリングの敢行をより一層容易にしている。</li></ul>
<b>来日外国人犯罪グループ</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>外国人が関与する犯罪は、その収益の追跡が困難となるほか、その人的ネットワークや犯行態様等が一国内のみで完結せず、国境を越えて役割が分担されることで、犯罪がより巧妙化・潜在化する傾向を有する。来日外国人による組織的な犯罪の実態として、中国人グループによるインターネットバンキングに係る不正送金事犯、ベトナム人グループによる万引き事犯、ナイジェリア人グループによる国際的な詐欺事犯等に関連したマネー・ローンダリング事犯等の事例がみられる。</li><li>過去3年間の預貯金通帳・キャッシュカード等の不正譲渡等に関する犯罪収益移転防止法違反事件の国籍等別の検挙件数では、ベトナム及び中国で全体の8割以上を占めている。</li><li>犯罪インフラ事犯の検挙状況を見ると、旅券・在留カード等偽造は、平成28年以降、増加傾向で推移している。</li></ul>

### 3. マネー・ローンダリング事犯等の分析（前提犯罪） 1/3

3

- ✓ マネー・ローンダリングの前提犯罪の種類によって、生み出される収益の規模、マネー・ローンダリング事犯等との関連性、悪用される取引の状況、組織的な犯罪を助長する危険性、健全な経済活動に与える影響等は異なる。
- ✓ 主たる前提犯罪の犯行形態とマネー・ローンダリングの手口についての調査・分析結果の概要は以下のとおり。

前提犯罪		調査・分析結果
窃盗	犯行形態	<ul style="list-style-type: none"><li>窃盗の犯行形態は多様であり、被害額が比較的少額なものもあるが、暴力団や来日外国人犯罪グループ等の犯罪組織によって職業的・反復的に実行され、多額の犯罪収益を生み出す事例がみられる。令和元年中における窃盗の被害総額は約633億円となっている。</li></ul>
	手口	<ul style="list-style-type: none"><li>ヤードに持ち込まれた自動車が盗難品であることを知りながら買い取り、保管するもののほか、侵入窃盗で得た多額の硬貨を他人名義の口座に入金して払い出し、事実上の両替を行うもの、盗んだ高額な金塊を会社経営の知人に依頼して、金買取業者に法人名義で売却させるもの、中国人グループ等が不正に入手したクレジットカード情報を使って、インターネット上で商品を購入し、配送先に架空人や実際の居住地とは異なる住所地を指定するなどして受領するもの等がある。</li></ul>
詐欺	犯行形態	<ul style="list-style-type: none"><li>特殊詐欺をはじめとする詐欺の犯行形態としては、国内外の犯行グループ等によって職業的・反復的に実行されており、令和元年中における詐欺の被害額は約469億円となっている。</li></ul>
	手口	<ul style="list-style-type: none"><li>特殊詐欺の被害金を架空又は他人の名義の口座に振り込ませるものが多く、振込先として使用する口座に振り込まれた被害金は、被害発覚後の金融機関等による口座凍結の措置等を回避するため、入金直後に払い戻されたり、他口座へ送金されたり、複数の借名口座を経由して移転されたりするなどの傾向も認められる。</li><li>隠匿先となる口座の名義は、個人名義、法人名義、屋号付きの個人名義等、詐欺の犯行形態によって様々である。また、取引時確認等の義務の履行が徹底されていない郵便物受取サービスや電話転送サービスを取り扱う事業者が、特殊詐欺等を敢行する犯罪組織の実態等を不透明にするための手段として悪用されている事例がみられる。</li></ul>

前提犯罪	調査・分析結果	
電子計算機 使用詐欺	犯行形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子計算機使用詐欺罪が適用される犯罪として、特殊詐欺やインターネットバンキングに係る不正送金等の事犯がある。特殊詐欺の形態は、キャッシュカード手交型とキャッシュカード窃盗型で特殊詐欺全体の半数以上を占めている。インターネットバンキングに係る不正送金事犯の形態としては、他人のID、パスワード等を使って金融機関が管理する業務システムに対して不正アクセスを行い、他人の口座から犯人が管理する口座に不正送金するものがある。</li> <li>令和元年中の被害は、発生件数1,872件、被害額約25億円と、発生件数は過去最多であった平成26年に次ぐ件数となり、被害額も前年と比べて大幅に増加した。</li> <li>特殊詐欺については、暴力団の関与が認められるほか、インターネットバンキングに係る不正送金事犯については、国際犯罪組織の関与が認められ、犯罪組織が多額の犯罪収益を獲得するために、組織的にそれらの犯行を行っている実態が認められる。</li> </ul>
	手口	<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊詐欺でだまし取ったキャッシュカードを使用してATMを操作し、被害者名義の口座から犯人が管理する他人名義の口座に送金上限額を不正に振り込むもの、中国に存在する犯罪組織が日本の金融機関に不正アクセスを行い、他人名義口座に不正送金させて中国人犯罪グループによって引き出すもの、暗号資産ウォレットサービスのサーバへの不正行為により得た暗号資産を、犯人が管理する分散型暗号資産取引所の匿名アカウントに移転するもの等がある。</li> </ul>
出資法/ 貸金業法違反	犯行形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付けるなどのいわゆるヤミ金融事犯等が認められ、その態様は多重債務者の名簿を基にダイレクトメールを送り付けるなど、非対面の方法によって金銭を貸し付けて、他人名義の口座に振り込ませて返済させるもの等がある。</li> <li>令和元年中のヤミ金融事犯の検挙状況を見ると、被害金額は67億円を超えるなど、多額の犯罪収益を生み出している。</li> </ul>
	手口	<ul style="list-style-type: none"> <li>返済金を他人名義の口座に振り込ませるものが認められ、それらの隠匿先となる口座は、ヤミ金融の債務者が借入金の返済代わりに譲渡した個人名義の口座等が悪用されている事例がみられる。</li> </ul>

前提犯罪	調査・分析結果	
常習賭博/ 賭博場開帳 等図利	犯行形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>花札賭博、野球賭博、ゲーム機賭博のほか、オンラインカジノ賭博といった様々なものが認められ、これらの賭博事犯には暴力団が直接的又は間接的に深く関与しており、暴力団にとって有力な資金源となっている実態が認められる。</li> </ul>
	手口	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンラインカジノによる賭博事犯において、顧客から支払われる掛け金を借名口座に振り込ませる事例等がみられるほか、賭博事犯によって得られた違法な収益を、情を知らない税理士等を利用して正当な事業収益を装って経理処理する事例もみられる。</li> </ul>
風営適正化法/ 売春防止法 違反	犯行形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力団が違法な風俗店等の経営者等と結託するなど、暴力団が直接的又は間接的に関与している事例もみられ、暴力団にとっての資金源となっている実態が認められる。また、不法滞在等の外国人が違法に風俗店等で稼働している事例もみられる。</li> </ul>
	手口	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレジットカード払いの売上金を他人名義の口座に振り込ませるものや、暴力団員が売春による収益を親族名義の口座に振り込ませるなどして收受するものがある。</li> </ul>
薬物事犯	犯行形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>全薬物事犯の6割以上を占める覚醒剤事犯については、令和元年中の押収量が2,293.1キログラムと過去最多となるとともに、平成28年から令和元年まで4年連続で1,000キログラムを超えており、覚醒剤の密輸・密売が多額の犯罪収益を生み出していることがうかがわれる。</li> <li>令和元年中の覚醒剤事犯の検挙人員の4割以上を暴力団構成員等が占めており、覚醒剤の密輸・密売に暴力団が深く関与している状況が続いている。</li> <li>近年では、暴力団が海外の薬物犯罪組織と結託するなどしながら、覚醒剤の流過程にも関与を深めていることが強くうかがわれ、覚醒剤密輸入事犯の洋上取引においては、令和元年、約587キログラムを押収した事件で、暴力団構成員等や台湾人らを検挙している。</li> </ul>
	手口	<ul style="list-style-type: none"> <li>代金を他人名義の口座に入金させて隠匿するものが多くみられる。</li> <li>暴力団員の親族名義の口座に係る不審な資金移動を端緒として捜査した結果、同暴力団員らを覚醒剤の密輸等で検挙した事例もある。</li> <li>過去の麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の対象としては、自動車、土地、建物等もあり、現金等で得た薬物犯罪収益等が、その形態を変えている実態が認められる。</li> </ul>

- ✓ 特定事業者においては、犯罪収益移転防止法等を踏まえた適切な取組を実施し、取り扱う商品・サービスがマネー・ローンダリングに悪用されることを効果的に防止することが求められる。
- ✓ 特定事業者が取り扱う商品・サービスごとの危険度の評価、「第5 危険度の高い取引」で取り上げる取引のほかに危険度が高まる取引及び危険度を低減させるために執られている事業者・専門家の措置の概要はそれぞれ以下のとおり。

**(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス**

項目	調査・分析結果
<b>危険度の評価</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 預金取扱金融機関は、口座をはじめ、預金取引、為替取引、貸金庫、手形・小切手等、様々な商品・サービスを提供している。一方で、これらの商品・サービスは、その特性から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得るものであり、これらの悪用により、犯罪による収益の収受又は隠匿がなされた事例があること等から、これらの商品・サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。また、国際金融市場としての我が国の地位や役割、金融取引量の大きさ、悪用された取引等の統計等も踏まえると、悪用される危険度は、他の業態よりも相対的に高いと認められる。</li> <li>• 令和元年中の犯罪収益等隠匿事件は、他人名義の口座への振込入金の手口を用いるものが多くを占めており、口座を提供する事業者は、口座譲渡を防ぐこと及び事後的に検知する措置を行うことについて継続的な対応が求められる。</li> </ul>
<b>危険度が高まる取引</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引</li> <li>• 通常は資金の動きがない口座にもかかわらず、突発的な多額の入出金が行われる取引</li> <li>• 取引目的や職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる送金や入出金等の取引 等</li> </ul>
<b>事業者の措置</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 過去に疑わしい取引を届け出た顧客について、システム上での情報共有体制を構築の上、当該顧客との取引に当たっては、書面やヒアリングによる詳細な確認を行うとともに、上級管理者の承認を受けることとしているもの</li> <li>• 口座開設時において注意すべき顧客区分を設定しており、該当する場合には追加的な質問等を行うことにより口座開設の合理性を確認した上で、合理性の判断が困難な場合には、上級管理者の確認を経た上で口座開設の可否を判断しているもの</li> <li>• 非対面取引において、なりすましの可能性を勘案し、IPアドレス、ブラウザ言語等のアクセス情報に着目した取引モニタリングを実施しているもの 等</li> </ul>

## (2) 保険会社等が取り扱う保険

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金の給付・払戻しが行われる蓄財性の高い保険商品は、犯罪による収益を即時又は繰延べの資産とすることを可能とすることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。</li> <li>実際、売春防止法違反に係る違法な収益を蓄財性の高い保険商品に充当していた事例があること等から、蓄財性の高い保険商品は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。</li> </ul>
危険度が高まる取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引</li> <li>契約締結時に保険料が支払われた後、速やかに中途解約された取引</li> </ul>
事業者の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金取引の固有リスクを高リスクと位置付け、保険料の収納・契約貸付金の返済等について現金領収を取りやめるほか、保険金支払も、原則、本人名義口座への振込みとするようなキャッシュレス化を進め、やむを得ず現金取引を行う場合でも、一定の金額を超える現金取引を行う際は、所定のチェックシート等を用いたヒアリング等を行い、統括管理者の承認を要することとし、また、事後的にシステムで捕捉して取引時の状況等を管理しているもの 等</li> </ul>

## (3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が取り扱う投資

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引業者等及び商品先物取引業者を通じて行われる投資の対象となる商品としては、様々なものが存在し、これらを通じて、犯罪による収益を様々な権利や商品に変換することができる。</li> <li>また、当該投資の対象となる商品の中には、複雑なスキームを有し、投資に係る原資の追跡を著しく困難とするものも存在する。実際、詐欺等によって得た犯罪による収益を株式等に投資していた事例があること等から、投資はマネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。</li> </ul>
危険度が高まる取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引</li> </ul>
事業者の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客管理の厳格化の例として、外国籍顧客に対する在留期間の確認及び管理、第三者情報機関を活用した法人顧客の実質的支配者の確認並びに不稼働口座の凍結・取引停止等の確実な実施に努めているもの</li> <li>取引のモニタリングについて、入出金モニタリングのシナリオの追加を行ったり、IPアドレス検知で海外からの取引を把握したりするなどして、高度化の取組を進めているもの 等</li> </ul>

## (4) 信託会社等が取り扱う信託

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>信託は、委託者から受託者に財産権を移転させ、当該財産に登記等の制度がある場合にはその名義人も変更させるとともに、財産の属性及び数並びに財産権の性状を転換する機能を有している。さらに、信託の効力は、当事者間で信託契約を締結したり、自己信託をしたりするのみで発生させることができるため、マネー・ローンダリング等を企図する者は、信託を利用すれば、当該収益を自己から分離し、当該収益との関わりを隠匿することができる。</li> <li>近年、信託が悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、このような特性から、信託は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。</li> </ul>
事業者の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品・サービス、取引形態、国・地域及び顧客属性を勘案し、顧客ごとのリスク評価を行い、評価に応じた措置を行っているもの</li> <li>信託の委託関係により、真の権利者やその対象物が不透明になる特性を勘案し、委託者・受託者のリスクに応じた顧客管理を実施するとともに、取引関係者の反社会的勢力・経済制裁対象者チェックを継続的に実施しているもの 等</li> </ul>

## (5) 貸金業者等が取り扱う金銭貸付け

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸金業者等による貸付けは、犯罪による収益の追跡を困難にすることができること等から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。</li> <li>架空名義での融資詐欺を行い、その詐取金をあらかじめ開設していた架空名義口座に入金させる事例も認められ、犯罪収益を生み出すために悪用される危険性も認められる。</li> </ul>
危険度が高まる取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引</li> </ul>
事業者の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>自社のデータベースにおいて、顧客から届出られた電話番号同士の突合を行い、同じ電話回線が存在していないかなどを確認しているもの</li> <li>ITベンダーが提供するシステム等を活用して、顧客から届出られた電話番号がいつ開設されたかを把握することにより、不審・不自然な取引を検知しているもの 等</li> </ul>

## (6) 資金移動業者が取り扱う資金移動サービス

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金移動サービスは、為替取引を業として行うという業務の特性、海外の多数の国へ送金が可能なサービスを提供する資金移動業者の存在等を踏まえれば、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。</li> <li>実際、前提犯罪と無関係の第三者を利用したり、他人の身分証明書を利用して同人になりすましたりするなどして海外に犯罪による収益を移転していた事例があること等から、資金移動サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。</li> <li>資金移動業における年間送金件数・取扱金額が共に増加していること、在留外国人の増加等による利用の拡大が予想されること等を踏まえると、資金移動サービスがマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他業態と比べても相対的に高まっているといえる。</li> </ul>
危険度が高まる取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引</li> <li>取引目的や職業又は事業の内容等に照らして不自然な態様・頻度の取引</li> <li>多数の者からの頻繁な取引</li> </ul>
事業者の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客の属性や取引状況を勘案し、顧客ごとのリスク評価を行い、評価に応じた措置を行っているもの</li> <li>前払式支払手段発行者を兼業している場合において、同発行者として提供しているサービスについても、リスクの特定・評価を行っているもの</li> <li>商品・サービス、取引形態、国・地域及び顧客属性によって取引金額の上限を設定し、それを上回る場合は厳格な取引時確認を行っているもの（例えば、「永住者」、「技能実習生」、「留学生」等の在留資格に応じて、取引金額の上限を変更）</li> <li>外国人との取引に際して、本人確認資料として在留カードの提示を受け、在留期間を確認した上で、システムによって管理しているもの 等</li> </ul>

## (7) 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>暗号資産は、利用者の匿名性が高いという性質や、その移転が国際的な広がりを持ち、迅速に行われるという性質を有するほか、暗号資産に対する規制が各国において異なること等から、犯罪に悪用された場合には、当該犯罪による収益の追跡が困難となる。</li> <li>実際、その匿名性を悪用し、不正に取得した暗号資産を暗号資産交換業者を介して換金し、他人名義の口座に振り込ませていた事例等があることも踏まえれば、暗号資産は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。</li> <li>さらに、暗号資産取引が世界規模で拡大し、それを取り巻く環境も急激に変化していることも考慮に入れると、暗号資産がマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他業態よりも相対的に高いと認められる。加えて、預金取扱金融機関がマネー・ローンダリング等対策を強化していることを背景として、マネー・ローンダリング等を行おうとする者が、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスのほかにも、暗号資産取引を用いる事例も認められ、こうした事情も暗号資産の危険度を高めることとなる。</li> <li>暗号資産取引を取り巻く環境の急激な変化に対して、適時適切な危険度の低減措置を行っていくことは容易ではなく、それらの取組が不十分な場合は適切な低減措置が図れず、危険度はなお高いままとなる。</li> </ul>
危険度が高まる取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引</li> </ul>
事業者の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊詐欺利用のリスク等について、取引時確認において発見した、顧客の本人確認書類の写真や顧客属性等の特徴の不自然な一致に係る調査・分析結果を、特定事業者作成書面に反映するとともに、取引時確認の強化を行ったもの</li> <li>他国における金融犯罪関連の送金に関する起訴事例や悪質な報道事例、他国当局によるリスク分析や腐敗認識指数（CPI）に着目し、高リスクと判断した国との取引及び同国籍顧客について、モニタリングを強化しているもの</li> <li>帰国時における口座売却等のリスクについて、外国人の留学生や就労者等の顧客の在留期間を確認した上で、システム等によって在留期間を管理しているもの 等</li> </ul>

## (8) 両替業者が取り扱う外貨両替

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>外貨両替は、犯罪による収益を外国に持ち出して使用する手段の一部になり得ること、一般に現金（通貨）による取引であることや、流動性が高く、その保有や移転に保有者の情報が必ずしも伴わないこと等から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。</li> <li>実際、海外で得た犯罪による収益である外貨を情を知らない第三者を利用するなどして日本円に両替していた事例があること等から、外貨両替は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。</li> </ul>
危険度が高まる取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引</li> <li>短期間のうちに高頻度で行われる取引 等</li> </ul>
事業者の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令の敷居値よりも低い金額の取引においても本人確認書類の提出を求め、経済制裁対象者や外国PEPsとの照合を行っているもの</li> <li>外貨自動両替機において、1回当たりの取引限度額を一定金額に設定しているほか、内蔵カメラ（取引の都度撮影）を搭載することにより、連続取引のモニタリングを行っているもの 等</li> </ul>

## (9) ファイナンスリース事業者が取り扱うファイナンスリース

項目	分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年、ファイナンスリースが悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、ファイナンスリースは、借借人と販売者が共謀して実態の伴わない取引を行うことが可能であること等の特性から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。</li> </ul>
危険度が高まる取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引</li> <li>ファイナンスリース業者から物件代金を詐取しようとしている疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引 等</li> </ul>
事業者の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>マネー・ローンダリング等対策に関する基本方針や対応マニュアル等を制定したり、マネー・ローンダリング等のリスクに対応するための専門部署を設置したりするもの</li> <li>借借人と販売者が共謀した実態が伴わない取引を防止するため、取引時確認に加え、高額取引、新規契約案件、事故が多いリース物件については、実質的な取引の有無の確認を強化するもの 等</li> </ul>

(10) クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレジットカードは、現金で得られた犯罪による収益をクレジットカードを利用することにより別の形態の財産に換えることができること、クレジットカードを第三者に交付して商品等を購入させることにより事実上の資金移動が可能であること等から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。</li> </ul>
危険度が高まる取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引</li> <li>クレジットカードにより、多額のギフトカード等の現金代替物を頻繁に購入する顧客に係る取引</li> </ul>
事業者の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレジットカードの利用可能枠の増枠を申込みから1年が経過するまでは、原則として認めないことにより、マネー・ローンダリング等を企図する者の契約に関するリスクを低減させているもの</li> <li>商品券等の換金性の高い商品の購入を短期間に行う取引を高リスク取引に特定し、それらをモニタリングシステムで検知した場合は、クレジットカード機能を停止し、名義人に電話で利用内容や使用者の確認等を行っているもの 等</li> </ul>

(11) 宅地建物取引業者が取り扱う不動産

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産は、財産的価値が高く、多額の現金との交換を行うことができるほか、通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うなどの方法により容易に犯罪による収益を移転することができることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。</li> <li>実際、売春や詐欺により得た収益が不動産の購入費用に充当されていた事例等が把握されていること等から、不動産は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。</li> </ul>
危険度が高まる取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引</li> </ul>
事業者の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去において取引を中止する又は何らかの理由によって取引が成立しなかった顧客との取引についての情報をデータベース化して全社的に共有し、当該顧客に関して、以後の取引が生じた場合は、顧客管理を強化する又は取引を謝絶するなどの措置を講じているもの 等</li> </ul>

## (12) 宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>宝石及び貴金属は、財産的価値が高く、世界的に流通しており、換金や運搬が容易であるとともに、取引後の流通経路・所在を追跡するための手段が少なく匿名性が高く、特に金地金については現金取引が中心であり、より匿名性が高まり得ること等から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。</li> <li>実際、他人になりすますなどし、犯罪により得た現金で貴金属等を購入した事例があること等から、宝石及び貴金属は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。</li> <li>近年の金地金を取り巻く犯罪情勢等を踏まえると、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度は高まっているものと認められる。</li> </ul>
危険度が 高まる取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引</li> <li>同一人物・企業が、短期間のうちに多くの宝石・貴金属の売買を行う場合 等</li> </ul>

## (13) 郵便物受取サービス業者が取り扱う郵便物受取サービス

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便物受取サービスは、詐欺、違法物品の販売を伴う犯罪等において、犯罪による収益の送付先として悪用されている実態がある。本人特定事項を偽り当該サービスの役務提供契約を締結することにより、マネー・ローンダリング等の主体や犯罪による収益の帰属先を不透明にすることが可能となるため、郵便物受取サービスはマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。</li> <li>実際、架空名義で契約した郵便物受取サービス業者宛てに犯罪による収益を送付させ、これを隠匿した事例があること等から、郵便物受取サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。</li> </ul>
危険度が 高まる取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引</li> <li>会社等の実態を仮装する意図でサービスを利用するおそれがある顧客との取引 等</li> </ul>
事業者の 措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去において何らかの理由により取引を中止した又は取引が成立しなかった顧客との取引について、同業他社との間で情報を共有することにより、顧客管理の強化を行っているもの 等</li> </ul>

(14) 電話受付代行業者が取り扱う電話受付代行

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年、電話受付代行が悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、電話受付代行は、顧客が事業に関して架空の外観を作出してマネー・ローンダリング等の主体や犯罪による収益の帰属先を不透明にすることを可能とするなどの特性から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。</li> </ul>

(15) 電話転送サービス事業者が取り扱う電話転送サービス

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話転送サービスは、顧客が事業に関して架空の外観を作出してマネー・ローンダリング等の主体や犯罪による収益の帰属先を不透明にすることを可能とするなど、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。</li> </ul>
危険度が高まる取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引</li> </ul>

(16) 法律・会計専門家が取り扱う法律・会計関係サービス

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律・会計専門家は、法律、会計等に関する高度な専門的知識を有するとともに、社会的信用が高いことから、その職務や関連する事務を通じた取引等はマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。</li> <li>実際、犯罪による収益の隠匿行為等を正当な取引であると仮装するために、法律・会計関係サービスを利用していた事例があること等から、法律・会計専門家が、「宅地又は建物の売買に関する行為又は手続」、「会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続」、「現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分」といった行為の代理又は代行を行うに当たっては、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。</li> </ul>
危険度が高まる取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引</li> </ul>
専門家の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士、公認会計士・監査法人による措置について、調査書全体版を参照</li> </ul>

## 5. 危険度の高い取引 1/3

- ✓ FATFガイダンス、犯罪収益移転防止法上の措置、マネー・ローンダリング事犯の検挙事例等を参考に、「取引形態」、「国・地域」及び「顧客」の観点から、危険度の高い取引を特定し、分析・評価を行っている。
- ✓ 上記の各観点ごとの危険度の評価及び事業者の措置の概要は以下のとおり。

### (1) 取引形態と危険度

形態		調査・分析結果
非対面取引	危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 非対面取引においては、取引の相手方や本人確認書類を直接観察することができないことから、本人確認の精度が低下することとなり、対面取引に比べて匿名性が高く、本人確認書類の偽変造等により本人特定事項を偽り、又は架空の人物や他人になりすますことを容易にする。</li> <li>• 実際、非対面取引において他人になりすますなどして開設された口座がマネー・ローンダリングに悪用されていた事例があること等から、非対面取引は危険度が高いと認められる。</li> </ul>
	事業者の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 疑わしい取引を判断するに際して、IPアドレスやログイン所在地を踏まえて取引をモニタリングするなど、リスク低減措置を図っているもの</li> </ul>
現金取引	危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現金取引は、流動性及び匿名性が高く、現金を取り扱う事業者において、取引内容に関する記録が正確に作成されない限り、犯罪による収益の流れの解明が困難となる。</li> <li>• 実際、他人になりすますなどした上で、現金取引を通じてマネー・ローンダリングを行った事例が多数存在すること等から、現金取引は危険度が高いと認められる。</li> </ul>
	事業者の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一定基準を超える現金の入出金については、店頭においてヒアリングシートを起票し、必要に応じて疑わしい取引の届け出をするもの 等</li> </ul>
外国との取引	危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外国との取引は、法制度や取引システムの相違等から、国内取引に比べてマネー・ローンダリング等の追跡を困難にする。</li> <li>• 実際、外国との取引を通じてマネー・ローンダリングを行った事例が存在することから、外国との取引はマネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。</li> </ul>
	事業者の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• FATF声明で加盟国等に対して対抗措置等が要請された国・地域に近接するエリア向けの海外送金取引について、取引時確認を強化するもの</li> <li>• 外国からの送金について、送金目的と受取人の実際の資金の使用状況との乖離に着目し、疑わしい取引の届出を行うもの 等</li> </ul>

(2) 国・地域と危険度

調査・分析結果	
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>FATF声明を踏まえれば、イラン及び北朝鮮との取引は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が特に高いと認められる。</li> <li>FATFは、マネー・ローンダリング等への対策に重大な欠陥を有し、かつ、それに対処するためのアクションプランを策定した国・地域について、国際的なマネー・ローンダリング等対策の遵守の改善を継続して実施している国・地域として公表した上で、当該国・地域に対し、迅速かつ提案された期間内におけるアクションプランの履行を要請していることから、当該国・地域との取引であって、FATFが指摘する欠陥が是正されるまでの間になされるものは、危険性があると認められる。</li> </ul>

(3) 顧客の属性と危険度①

属性	調査・分析結果	
反社会的勢力 (暴力団等)	危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力団をはじめとする反社会的勢力は、財産的利益の獲得を目的に、様々な犯罪を敢行しているほか、企業活動を仮装・悪用した資金獲得活動を行っている。このような犯罪行為又は資金獲得活動により得た資金の出所を不透明にするマネー・ローンダリングは、反社会的勢力にとって不可欠といえることから、反社会的勢力との取引は危険度が高いと認められる。</li> </ul>
	事業者の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引開始時及び取引開始後も定期的に国内外のデータベース等を用いて、自社の顧客のスクリーニングを行い、暴力団・準暴力団をはじめとする反社会的勢力に該当する場合、疑わしい取引の届出を行っているもの</li> </ul>

## (3) 顧客の属性と危険度②

属性	調査・分析結果	
国際テロリスト（イスラム過激派等）	危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際連合安全保障理事会決議を受けて資産凍結等の措置の対象とされた者の中に、日本人や我が国に居住している者の把握はなく、また、現在まで、日本国内において、国際連合安全保障理事会が指定するテロリスト等によるテロ行為は確認されていない。</li> <li>しかしながら、FATFは、令和元年に公表したレポートにおいて、国内でテロやテロ資金供与の事例がない場合であっても、それをもってテロ資金供与リスクが低いと直ちに結論付けることはできず、国内で資金が収集され、又は海外に送金される可能性を排除すべきではないと指摘している。</li> <li>また、我が国においても、事業者が提供する商品・サービスが、事業者の監視を回避する方法で悪用され得ること等の懸念があることを認識すべきであり、特にイスラム過激派等と考えられる者との取引は、テロ資金供与の危険度が高いと認められる。</li> </ul>
非居住者	危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>非居住者との取引は、居住者との取引に比べて、事業者による継続的な顧客管理の手段が制限されてしまう。さらに、非対面取引が行われる場合は、匿名性も高まり、マネー・ローンダリング等が行われた際に資金の追跡が一層困難であることから、非居住者との取引は危険度が高いと認められる。</li> </ul>
外国の重要な公的地位を有する者	危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国の重要な公的地位を有する者が、マネー・ローンダリング等に悪用し得る地位や影響力を有することのほか、その本人特定事項等の十分な把握が制限されること、腐敗対策に関する国ごとの取組の差異等から、外国の重要な公的地位を有する者との取引は危険度が高いと認められる。</li> </ul>
実質的支配者が不透明な法人	危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人は、所有する財産を複雑な権利・支配関係の下に置くことにより、その帰属を複雑にし、財産を実質的に支配する自然人を容易に隠蔽することができる。このような法人の特性により、実質的支配者が不透明な法人は、その有する資金の追跡を困難にする。</li> <li>実際、詐欺等の犯罪による収益の隠匿手段として、実質的支配者が不透明な法人の名義で開設された口座が悪用されていた事例があること等から、実質的支配者が不透明な法人との取引は危険度が高いと認められる。</li> </ul>